

**畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち
畑作物加工・流通対策支援事業（分みつ糖工場生産性向上支援事業）
審査基準**

分みつ糖工場生産性向上支援事業については、以下の1及び2の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果をポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、同じメニューの中の達成すべき成果目標基準、成果目標に対する現況値のポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

分みつ糖工場生産性向上支援に係るポイント

審査項目	採択優先基準（以下の区分に基づき配点する）
1 達成すべき成果目標基準（第1の1の取組についてはア又はイ、第1の2の取組についてはウを選択）	ア 労働生産性の2%以上の増加 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	イ 製糖期間中の1人当たり時間外労働時間を5.0%以上削減 15.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	ウ 原料糖の輸送コストを5%以上削減する。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント
2 事業計画の	・事業実施方法に事業効果を高めるための工夫がみられるか

<p>妥当性</p>	<p>十分な工夫がみられる・・・5ポイント 概ね工夫がみられる・・・3ポイント みられない・・・0ポイント</p> <hr/> <p>・成果目標の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか 効率的である・・・5ポイント 概ね効率的である・・・3ポイント 効率的でない・・・0ポイント</p> <hr/> <p>・効率的な事業費の算定がなされているか 効率的である・・・5ポイント 概ね効率的である・・・3ポイント 効率的でない・・・0ポイント</p>
<p>3 みどりの食料システム法との連携</p>	<p>・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合はポイントを付与。・・・ ・・・3ポイント</p>

2. 事業内容及び応募者の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募者の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。

**甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業（国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業）
審査基準**

国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業については、以下の1及び2の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果のポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、同じメニューの中の達成すべき成果目標基準、成果目標に対する現況値のポイント及び共通メニューの加算ポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

国内産いもでん粉工場の生産性向上支援に係るポイント

メニュー	類別	達成すべき基準及びポイント
1. 省力化・効率化・グリーン化機器等の導入	達成すべき成果目標基準	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
	成果目標に対する現況値	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における労働生産性の平均と比較して1%以上低い 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
2. 労働効率向上調査等の実施	達成すべき成果目標基準	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役作業時間を1トン当たり10%以上削減 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
	成果目標に対する現況値	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における荷役作業時間の1トン当たりの平均時間より5%以上低い 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

4. 共通	加算ポイント みどりの食料システム法の計画認定について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合。・・・ ・・・・・・3ポイント
-------	------------------------------------	---

2. 事業内容及び応募者の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募者の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。

砂糖等の新規需要開拓支援事業実施主体選定に係る審査基準について

砂糖等の新規需要開拓支援事業については、以下の1及び2の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果をポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、審査項目及び観点1から8のポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

審査項目及び観点	採点基準
1. 実施体制の適格性 ①事業の遂行が可能な人員を確保しているか。 ②事業を行う上で適切な財産基盤、経理処理能力を有しているか。	十分満足できる・・・5ポイント 満足できる・・・3ポイント 満足できるレベルよりやや劣る ・・・・2ポイント 満足できない・・・0ポイント
2. 知見、専門性 ①事業実施に必要な知見や専門性を有しているか。 ②類似・関連する取組の実績はあるか。	十分満足できる・・・5ポイント 満足できる・・・3ポイント 満足できるレベルよりやや劣る ・・・・2ポイント 満足できない・・・0ポイント
3. 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ①取組内容が事業の目的や趣旨に合っているか。 ②事業の内容や規模は適切か。	十分満足できる・・・5ポイント 満足できる・・・3ポイント 満足できるレベルよりやや劣る ・・・・2ポイント 満足できない・・・0ポイント
4. 実施方法の効率性 ①事業の実施方法は明確か。 ②効率的な事業実施が可能か。	十分満足できる・・・5ポイント 満足できる・・・3ポイント 満足できるレベルよりやや劣る ・・・・2ポイント 満足できない・・・0ポイント
5. 経費配分の適正性 ①経費は事業内容に見合って適正に分配されているか。 ②不要な経費は入っていないか。	十分満足できる・・・5ポイント 満足できる・・・3ポイント 満足できるレベルよりやや劣る ・・・・2ポイント

	満足できない・・・0ポイント
6. 事業効果 本事業の実施により十分な効果が期待されるか。	十分満足できる・・・5ポイント 満足できる・・・3ポイント 満足できるレベルよりやや劣る ・・・・・・・・・・2ポイント 満足できない・・・0ポイント
7. 過去3か年に補助金等交付決定取消しの原因となる行為がある場合（コンソーシアム内の一部の者が有の場合も同様）・・・・・・・・・・	△10ポイント
8. 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合・・・・・・・・・・	3ポイント

2. 事業内容及び応募主体の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募者の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。